

合併協定書

平成10年4月27日
篠山町
西紀町
丹南町
今田町

1 合併の方式

多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する合体合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成11年4月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、篠山町とする。

4 新町事務所の位置

新町事務所の位置は、多紀郡篠山町北新町41番地とする。

5 財産及び債務の取扱い

4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

7 農業委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- (2) 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- (3) 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。

ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。

イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
- (4) 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

10 特別職等の身分の取扱い

- (1) 新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。
- (2) 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

11 条例、規則等の取扱い

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

12 事務機構及び組織の取扱い

- (1) 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 事務の委託については、4町は、合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については、2町は、合併の日の前日をもって規約を廃する。

14 使用料、手数料等の取扱い

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- (1) 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- (2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- (3) 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- (4) 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- (1) 各町共通の団体について
 - ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
 - イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。
 - ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
 - エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (2) 各町独自の団体について
原則として、現行のとおりとする。

16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町において検討するものとする。

- (1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

17 町・字の区域及び名称の取扱い

4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のおりとする。

18 町の慣行の取扱い

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のおりとする。

19 国民健康保険の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のおりとする。
- (3) 財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。
- (4) 国民健康保険税の納期については、現行のおりとし、納期前納付報奨金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- (5) 督促手数料については、篠山町の例による。
- (6) 保険給付事業については、現行のおりとする。
- (7) 保健事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。

20 消防の取扱い

消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

21 各種事務事業の取扱い

4町が実施している独自の各種事業については、従来からの経緯・実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

4町類似の事業については、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら合理化・効率化に努める。

21-1 広域行政事務組合の取扱い

- (1) 4町は合併の日の前日をもって、当該組合を解散し、合併の日に至るまでの事務及び財産を新町に引き継ぐ。
- (2) 一般職の職員は新町の職員として身分を引き継ぐ。

21-2 教育協議会の取扱い

- (1) 多紀郡教育協議会規約及び篠山養護学校生徒委託に関する規約については、4町は合併の日の前日をもって規約を廃する。
- (2) 西紀、丹南町教育委員会設置規約については、2町は合併の日の前日をもって規約を廃する。

21-3 各種福祉制度の取扱い

- (1) 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。
- (2) 国又は県等が定める福祉制度について、町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。
 - ア 長寿祝金については、西紀町の例による。
 - イ 在宅老人介護手当及び重度心身障害者(児)介護手当については、西紀町の例による。
 - ウ 心身障害者扶養共済制度補助制度については、丹南町の例による。
 - エ 福祉資金借入金利子補給制度については、篠山町の例による。
- (3) 町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。
- (4) 地域福祉基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

(5) 民生委員協議会は統合する。

21-4 水道（簡易水道）事業の取扱い

(1) 水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山町の例による。

(2) 水道給水区域については、現行のとおりとする。

(3) 水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。

(4) 開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。

21-5 下水道事業の取扱い

(1) 下水道使用料については、篠山町の例による。

(2) 生活排水処理事業にかかる受益者負担については、次のとおり実施するものとする。

ア 都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。

イ 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。

(3) 生活排水処理事業にかかる加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。

ア 農業集落排水事業新規加入者分担金については、現行のとおりとする。

イ 農業集落排水施設管理については、西紀町及び今田町の例による。

(4) 生活排水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。

ア 水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。

イ 合併処理浄化槽設置整備事業補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。

ウ 水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山町の例による。

(5) 下水道事業基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

21-6 町立学校（園）の通学区域の取扱い

通学区域については、現行のとおりとする。

21-7 行政区の取扱い

総代会及び区長会については、合併時に統合する。

21-8 電算システム事業の取扱い

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。

21-9 姉妹都市の取扱い

姉妹都市については、新町に引き継ぐ。

21-10 広報広聴関係事業の取扱い

- (1) 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。
- (2) 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。
- (3) 相談業務については、新町において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。

21-11 納税関係の取扱い

- (1) 納税奨励金及び町税取扱報奨金等については、合併時に廃止するものとする。
- (2) 納税貯蓄組合協議会については、現行のとおりとする。
- (3) 督促手数料については、篠山町の例による。

21-12 防災関係の取扱い

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置し新町において地域防災計画を作成する。
- (2) 水防協議会については、新町において新たに設置し水防計画を作成する。
- (3) 災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

21-13 保健衛生の取扱い

予防接種、健康診査、母子及び成人保健については、現行を基本として合併時に調整する。ただし、

- (1) 健康診査（成人病）にかかる料金は、国基準単価に準拠する。
- (2) 2時間人間ドックへの一般会計補助は廃止する。

(3) 上記(1)及び(2)の検査等にかかる国民健康保険加入者については、国民健康保険事業会計から助成する。

21-14 診療所（直営）の取扱い

国民健康保険（直営）診療所は、現行のとおりとする。

21-15 同和対策の取扱い

同和対策の取扱いについては、合併時に調整する。

21-16 ごみ収集運搬業務の取扱い

(1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。

(2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。

21-17 農林業関係事業の取扱い

(1) 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。

ア 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。

イ 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。

ウ 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山町の例による。

(2) 農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。

ア 農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。

イ 農会長会については、合併時に統合する。

ウ 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。

エ 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。

(3) 新生産調整推進対策については、合併時に調整する。

(4) 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。

(5) 農林業関係基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

21-18 商工・観光関係事業の取扱い

- (1) 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- (2) 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。
- (3) 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- (4) 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

21-19 建設関係事業の取扱い

- (1) 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 町道・橋梁工事にかかる受益者の費用負担については、篠山町及び丹南町の例による。
- (3) 建設関係事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。
- (4) 生活環境整備事業補助制度については、合併時に廃止する。

21-20 学校教育関係の取扱い

学校教育関係補助、助成及び奨学金制度については、新町においても実施することとし、内容については、合併時に調整する。ただし、遠距離通学助成は現行のとおりとし、新町において調整する。

21-21 社会教育関係の取扱い

- (1) 社会教育関係審議会等については、新町において新たに設置する。
- (2) 子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。
- (3) 視覚障害者広報活動事業は、篠山町の例による。
- (4) 町指定文化財は、新町に引き継ぐ。

21-22 社会福祉協議会の取扱い

- (1) 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合を含めて調整に努める。
- (2) 事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。

21-23 若者定住促進対策の取扱い

- (1) 若者定住奨励事業については、合併後3年間、現行のとおりとする。
- (2) 帰郷者住宅新築資金利子補給金交付制度については、合併時に廃

止する。ただし、合併前に当該条例の適用を受けている者については、利子補給期間が終了するまでの間は、なお従前の例による。

22 新町建設計画

新町建設計画は、別添「新町建設計画書」に定めるとおりとする。